令和７年度　住宅リフォーム助成のご案内

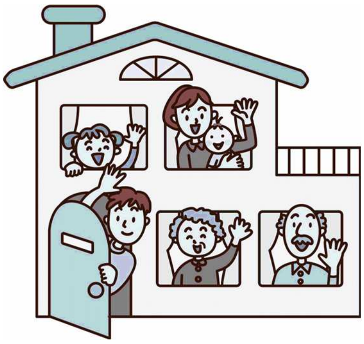

奈井江町では、町民が安心して暮らすために居住環境の整備の促進や、省エネ・再エネ設備の導入、地域経済の活性化を促進するため、住宅のリフォーム工事に要する費用の一部助成を実施します。

◆受付件数・助成限度額

区　分	受付件数	助成金額・助成限度額
省エネ・再エネ工事　※	５件	改修工事費の 25%　上限 40 万円
その他工事	30 件	改修工事費の 25%　上限 20 万円

◆対象住宅

〇町内の住宅
（事業所併用住宅やアパート、店舗も対象）

◆対象施工業者

〇町内業者

◆助成対象者

〇奈井江町民（詳細は裏面参照）
〇町内に事務所や事業所のある法人

◆対象工事費

〇工事費が 20 万円以上の工事
（工種：裏面参照）

申し込み方法

〇申込期間：令和７年３月 24 日（月）～４月７日（月）
午前８時 30 分～午後５時
〇受付場所：役場２階　企画財政課 政策推進係　⑰番窓口

・先着順ではありません。応募者多数の場合は抽選を行います。
・受付の際は、受付簿に記載するだけで、印鑑や書類は不要です。
・受付の際に、工事内容と大まかな費用の聞き取りを行います。
・代理による受付も可能ですが、本人も含め、電話での受付はしていません。
・障害者総合支援法や介護保険法の助成などを受けた工事個所は対象外です。
・申込みは、各世帯１回限り、住宅１棟まで（２世帯住宅は１棟の扱いとなります）
・今回から、以前にリフォーム助成を受けた年度から 10 年を経過した住宅については対象とします。（平成 28 年度以降にリフォーム助成金を受けた方は今年度は対象となりません。）

＊受付期間終了後、申込みが受付件数を超えた場合は、抽選を行います。

問合せ先　奈井江町役場　企画財政課 政策推進係　☎65－2112

◆助成手続きの流れ

①申請書提出⇒②申請内容審査⇒③交付決定⇒④着手届⇒⑤完了届
⑥完了検査⇒⑦助成金額の確定⇒⑧助成金の交付請求⇒⑨助成金支払

①の申請は、工事着手前に行って下さい（着工は、③番の交付決定の後になります）

②番は、関係課や警察などの確認を必要とするため数日を要します。

申請に必要な書類

①住宅の所有者による申請書
② 工事内容及び費用の積算根拠が分かる書類（見積書等）
③ 申請者の誓約書兼同意書
④ 改修工事前の写真ほか

完了届に必要な書類

① 申請者による完了届
② 写真（施工中・施工後）、工事代金の領収書の写し

助 成 対 象 者 の 詳 細

①本町に住所を有している住宅の所有者であることまたは、本町に事務所や事業所を有している法人
②改修工事を行う住宅の所有者
③改修工事を行う住宅に現に居住している方または、共同住宅や店舗を経営している方
④住宅の所有者及び同一世帯に属する方全員が町税や町に納付すべき公共料金等を滞納していないこと
⑤暴力団の構成員、暴力主義的破壊活動を行う団体に所属していないこと

◆助成対象工事～令和８年３月31 日までに完了する工事が対象

区　分	対象工事
省エネ・ 再エネ工事 ※ 詳細の要件は お問い合わせ ください	○建物全体の断熱性能を高める工事 ○外壁、屋根、天井又は床の全体の断熱性能を高める工事 ○窓又はドアの断熱性能を高める工事 ○次に掲げる設備の取替や取付工事 　ヒートポンプ給湯機・潜熱回収型ガス給湯器・潜熱回収型石油給湯器 　電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器・燃料電池システム 　コージェネレーション設備・高断熱浴槽・節水型トイレ 　節湯水栓・ＬＥＤ照明（照明設備工事と伴う工事に限る） 　地中熱ヒートポンプ冷暖房システム・太陽光発電設備・蓄電池
その他工事	○住宅の増築や改築　　○塗装　　○建具の取替え、壁紙の張替え ○外壁・屋根・内壁・天井等の修繕　○間取りの変更・床などのバリアフリー化ほか ○台所・浴室・便所（水洗便所改造資金の融資を受けた費用除く）の改良